

平成21年6月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成21年6月17日（水曜日）午前9時30分から午前10時02分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第31号） 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について（教育総務室）

日程第 2（議案第32号） 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する
規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 3（議案第33号） 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の委員の人事
について（教育環境部）

日程第 4（議案第34号） 社会教育委員の人事について（生涯学習部）

日程第 5（議案第35号） 相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について（生涯
学習部）

日程第 6（請願第 4号） 平成21年予定の公立中学校用教科書採択について－2

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 斎 藤 文

○説明のために出席した者

教 育 局 長 榎 田 達 雄 教育環境部長 三 沢 賢 一

学 校 教 育 部 長 小 宮 満 彦 生涯学習部長 大 貫 英 明

教育局参事 兼教育総務室長	柿 沢 正 史	教育総務室 担当課長	田 中 雅 幸
教育総務室 総括副主幹	桐 生 卓 郎	教育総務室主事	高 橋 千 鶴
教育局参事 兼総合学習 センター所長	稲 葉 茂	教育環境部参事 兼学校保健課長	森 晃
学校保健課 担当課長	細 島 元 康	学校教育課 担当課長	今 井 勉
学校教育課 指導主事	川 上 孝 生	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	和 田 ・ 一
生涯学習部参事 兼スポーツ課長	西 原 巧	スポーツ課主事	岩 木 厚 志

○事務局職員出席者

教育総務室副主幹	杉 山 吏 一	教育総務室主任	坂 本 正 俊
----------	---------	---------	---------

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、小林委員と私、溝口を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は3名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 それでは議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第31号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第31号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、国及び他の地方公共団体の特別職の職員等に対する期末手当の支給割合の改定状況等を勘案し、教育長の期末手当を改定することにつきまして、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長が臨時に代理処理いたしましたものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本年5月1日、国家公務員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合のうち、0.2月分を暫定的に凍結する特例措置の実施などを内容とする人事院勧告が行われまして、国においてはこの勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、公布、施行されております。

本市におきましても、国及び他の地方公共団体におけます一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員等の期末手当の支給割合の特例措置の実施状況を勘案しまして、平成21年6月に支給する一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに教育長、市長等常勤の特別職、議員及び特定任期付職員の期末手当の一部を凍結するための規定を追加するものでございます。

改正の概要につきましては、裏面にごございます議案第31号の関係資料によりまして、ご説明申し上げます。

1の改正の内容でございますが、平成21年6月期の期末手当の支給割合につきまして、0.15月分を凍結するものでございます。

2の施行日でございますが、本条例の公布の日からといたすものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 今回は、教育長の期末手当の一部を凍結することについて、急を要するという事で教育長が代理処理をしたということですが、本来、我々教育委員会の委員は、自らの利害関係のある事件については、その議事に原則として参与することができないということになっていると思います。教育長の給与等に関する事を教育長自身が代理処理したことについては、いかがお考えですか。その辺の事情をお尋ねいたしたいと思います。

○柿沢教育総務室長 市長の事務部局によりますと、今回の条例改正につきましては、現下の経済状況等を勘案しまして、6月期に支給する期末手当等の一部を凍結するという特例措置の人事院勧告が5月1日に行われました。このことから、一般職の職員、市長等の常勤の特別職、市議会議員、それから特定任期付職員まで、幅広く対応することといたしたものでございます。国及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、急遽6月の市議会定例会に議案を追加して送付することとしたものでございます。この結果によりまして、教育委員会への意見聴取が市議会に議案提出の直前となりまして、教育委員会を開催するいとまがなく、やむを得ず教育長が代理処理することとなったものでございます。

◎小林委員 事情はよくわかりました。期末手当の一部凍結については、現下の経済状況等を踏まえればやむを得ないことだと思います。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第31号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを承認することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第31号は承認されました。

□相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第32号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第32号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、さがみ風っ子教師塾の開塾に伴いまして、塾長の設置及び報酬額の設定をいたしたく提案するものでございます。

さがみ風っ子教師塾塾長につきましては、さがみ風っ子教師塾創設に伴いまして、教育を広い視野から見て、指導助言できる見識者を塾長として配置するものでございます。

報酬額は、相模原市講師謝礼基準を参考にいたしまして、月額100,000円とするものでございます。

施行日でございますが、平成21年8月1日からとするものでございます。

以上、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 100,000円という値段が高いのか、安いのか、適正なのかどうか、初めてのことなので、ちょっとわかりにくいのですけれども、その講師謝礼金と比較してというところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

◎溝口委員長 もう1名、傍聴希望者がいらっしゃいました。どうぞ、お入りいただいて結構でございます。

○柿沢教育総務室長 今回の塾長につきましては、開塾する中で、講義だとか講演だとか、それからいろいろな指導助言をいただくというような役割をお願いしたいと思っております。

講師謝礼基準につきましてはですが、この中では、大学教授だとか民間経営層、こういった方々の基準をいたしましては、時間単価15,000円以下という形で決まっております。

す。今回の塾長として想定していただく方々については、こうした大学教授だとか民間企業経営者、こういった者の中から選任させていただきたいというふうに思っておりまして、1つには、その15,000円以下というところに着目をさせていただきました。時間単価はそれを勘案しまして10,000円とさせていただきまして、それで1日およそ5時間の勤務をお願いしたいと思っております。さらに月2回程度の勤務というようなことで、これを計算しますと月額100,000円というような形になります。それから、他市の状況等も2、3例があるのですが、それらも勘案させていただきまして妥当な金額ではないかということで、提案をさせていただいたところでございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第32号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

○相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第33号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○三沢教育環境部長 議案第33号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会の委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員3名から任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認し、後任の委員を委嘱すること及び任期満了等の委員6名の後任の委員を委嘱することが必要なため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により提案いたすものでございます。

はじめに辞職でございますが、保護者の代表として委嘱申し上げておりました山寄操氏と戸沢朋美氏、及び保育所長の代表として委嘱申し上げておりました鈴木春雄氏から6月30日をもって辞職したい旨の申し出がございましたので、その承認をお願いするもので

ございます。

次に、委嘱でございますが、はじめに、7月1日をもって委員7名の委嘱をお願いするものでございまして、その任期は2年でございます。

まず、任期満了に伴う委嘱といたしまして、学識経験者として相模原市医師会から恩田英司氏と、保護者の代表として市立小中学校PTA連絡協議会から田中美奈子氏を委嘱するものでございます。なお、恩田英司氏は再任となります。

次に、辞職される3名の方の後任として、保護者の代表として市立小中学校PTA連絡協議会から佐藤亘氏と、相模原市私立保育園園長会から石黒知江子氏を、保育所長の代表として相模原市私立保育園園長会から中澤加代氏を委嘱するものでございます。

次に、前任者の定年により欠員となっておりました学校長の代表の方の後任として、市立小学校校長会から小嶋貞夫氏と、市立中学校校長会から原達美氏を委嘱するものでございます。

続きまして、9月1日をもって委員2名の委嘱をお願いするものでございまして、その任期は2年でございます。

任期満了に伴う委嘱でございますが、学識経験者として相模原市医師会から大山宜秀氏を、相模原市歯科医師会から中山栄一氏を委嘱するものでございまして、お2人とも再任となります。

なお、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、医師をはじめ、学校関係者等の代表者から構成され、定員は10名となっております。

以上で、議案第33号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださりますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 本議案は、審査委員の人事案件でございますが、見舞金制度そのものについての関連の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、相模原市児童生徒等災害見舞金条例の内容の中に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの施行令や、あるいは省令の引用があります。この児童生徒等災害見舞金の制度が、日本スポーツ振興センターの所管する制度と連動しているということはよく理解で

きるわけですが、日本スポーツ振興センターの制度と見舞金制度との関連について、もう少し詳しくご説明お願いできればと思います。これがまず1点。

もう1点は、児童生徒等災害見舞金審査委員会への諮問はどのような場合になされるのかお尋ねしたいと思います。以上、2点お願いいたします。

○森学校保健課長 学校管理下におきます児童生徒のけがなどによる事故に対する治療費につきましては、今お話のありました全額公費負担で加入しております日本スポーツ振興センター災害共済給付制度によりまして、治療費が補てんされることになっております。お尋ねの見舞金を贈呈する事案というのは、スポーツ振興センターで認定がされたものについて、市の条例を根拠に見舞金を贈呈するものでございます。

具体的に申しますと、医療見舞金、歯科見舞金、障害見舞金、死亡見舞金、特別見舞金という5種類がございます。もうちょっと具体的に申しますと、医療見舞金については、けが等で治療を行った、それについては給付がされるのですが、入院を伴うようなものについては、1日当たり2,000円という形で見舞金を市の方から贈呈いたします。

それから歯科見舞金につきましては、永久歯1本、事故で欠けてしまったとか抜けてしまったとか、あるいは神経を抜くようなことになってしまった場合には、永久歯に限るのですが1本当たり50,000円という見舞金をお出しさせていただいています。

それから、不幸にも障害が残ってしまった場合には、先ほどのスポーツ振興センターの方で等級の認定がございまして、その認定にあわせて市の方の条例で、その認定があったときには同様の見舞金をお出しするというルールがございまして、それによって見舞金をお出しさせていただいています。

もう1点、審査会への諮問はどのような場合に行われるのかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げた見舞金の中に特別見舞金というのがございまして、当然治療だとか障害については、スポーツ振興センターの方で給付が行われるのですが、見舞金の贈呈そのものが他の見舞金に上乘せして贈呈したり、準じて贈呈する性格のものでございまして、具体的な例で申しますと、平成2年に小学生の女の子が運動会の練習中に肩の事故がございました。その子はピアノを習っておりまして、当然、治療だとかそれらのことについては、先ほど言ったスポーツ振興センターの治療費で賄われたわけですが、障害認定には至らない、うまくピアノが弾きにくいような軽度の障害が出たと。このときに審査委員会にお諮りして、たしか100,000円の障害特別見舞金をお出ししたと、こういった事例がございます。

ですから、学校管理下の事故で災害給付金制度、治療費保険が適用されておりますが、なかなか障害認定がされないとか、あるいはされる可能性がない軽度のもの等について斟酌いたしまして審査会にお諮りして、特別見舞金のご議論をいただくと、こういったことでございます。

◎齋藤委員 今の件でちょっと確認なのですが、審査会に諮るという意味決定は、本人からの申し出なのですか。それとも、役所の方がこれは諮った方がいいという、その判断はどちらが主体なのでしょう。

○森学校保健課長 心情的なこともございますので、ご本人等のお申し出があれば、それは受ける必要があるだろうと思いますし、また、その障害認定になかなか至らなかったというようなことで、市教委の方で審査会を招集するという両方のケースが考えられます。

◎齋藤委員 なかなかこういう仕組みというのは、私も小学校の子どもがおりますけれども、こんなふうになっているというのは知らないで、もちろん認定されておいてくるものについてはいただきますけれども、申し出るといのはなかなか難しいではないですか。その辺の運用というのですか、そういうところがちょっと腑に落ちない部分がありますので、ぜひ保護者の方々にこういうものがあるよというのを積極的に申し添えていただいて、なるべく出るような形になっていっていただけるといいかなと思います。

○森学校保健課長 年間4,000件ほど、やはり事故はあるのです。入院に至るようなものは、たしか80件ほどだと思います。障害が残るといのは非常に重大事故でございます。今までもそうそうあるものではなかったと。この審査会そのものも、今言ったようなことで、積極的にという言い方がいいのかどうかわかりませんが、うちの方は随時、学校で事故があった場合には報告を受け、センターの方につないでございますので、その中についてもっと精査していく必要があるというふうに思った際には、ぜひそういった形で運用していきたいと、そういうふうに思います。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第33号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

□社会教育委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程４、議案第３４号、社会教育委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第３４号、相模原市社会教育委員の人事について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、相模原市社会教育委員１名から任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認し、社会教育法第１５条第２項の規定により、後任の委員を委嘱する必要からご提案するものでございます。

辞職される委員は、相模原市公民館連絡協議会から推薦されておりました久保田利房氏で、公民館長辞職に伴い辞職したい旨の申し出があったものでございます。

新しく委嘱いたします委員といたしましては、同じく市公民館連絡協議会から推薦いただきました渋谷正氏でございます。

なお、渋谷氏の任期につきましては、前任者の残任期間で、平成２１年６月１８日から平成２１年１１月３０日まででございます。

以上で、議案第３４号相模原市社会教育委員の人事についてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第３４号、社会教育委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第３４号は可決されました。

□相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程５、議案第３５号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第35号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市スポーツ振興審議会委員につきまして、小林信男氏の任期満了により欠員が生じておりますため、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき、後任の委員を委嘱いたしたくご提案するものでございます。

平成21年6月17日付でご委嘱申し上げる木内哲也氏でございますが、学識経験者として社団法人相模原市医師会からご推薦をいただいております、同会の理事でございます。現在は、相模原市医師会健康スポーツ医部会の担当理事を務められております。今回は、1回目の委嘱でございます、任期は平成23年6月16日までの2年間となります。

なお、今回の任命に当たり市長に意見を求めたところ、特に意見がない旨の回答をいただいております。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださるようお願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

□平成21年予定の公立中学校用教科書採択について－2

◎溝口委員長 次に、日程6、請願第4号、平成21年予定の公立中学校用教科書採択について－2を議題といたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

委員の方々には、参考に5月20日に行われました議案第25号、平成22年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針についてをお配りしてございます。ど

うぞ、参考にしていただければと思います。

◎齋藤委員 前回も同様の請願が幾つかございまして、そのときにこの委員会の中でも議論いたしまして、教科書採択についてはこの基本方針に則って行うということで不採択という決定がなされたかと記憶しておりますけれども、今回この請願を読ませていただいたのですが、前回出された幾つかの請願の内容と差があるとはあまり私には思えないのですね。そうであるならば、前回と同様の結果になるのが筋かなというふうに私は感じました。

◎小林委員 先ほど委員長から話がありました、5月20日にこの教育委員会で決定しました、あるいは策定しました採択の基本方針に基づきまして、公正・適正を守っていくと、そういうことでお願いしたいと思います。

◎溝口委員長 2名の委員からそういうご意見をお伺いいたしました。

それでは、本件につきましては、採択の基本方針に従いまして、不採択ということでのかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、請願第4号は不採択といたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では最後に、次回の会議予定日でございますが、7月29日、水曜日、午後3時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は7月29日、水曜日、午後3時の開催予定といたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

口閉 会

午前10時02分 閉会